連絡会議は、事務次官を議長とし、連絡会議の組織その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

連絡会議の庶務は、統括官（災害事態対処担当）付参事官（救援担当）付において処理するものとする。

２　防災庁における連絡体制及び参集体制の整備

防災庁職員は、平素から、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れる連絡手段を確保するとともに、武力攻撃事態等において、速やかに参集できるよう、防災庁本庁舎等の参集場所への複数の交通手段を確認するものとする。

防災庁における職員の参集基準、参集すべき事態の判断基準及び参集する職員については、別に定めるものとする。

３　国民保護措置の実施機能等の確保

⑴　防災庁における中枢機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等においても、業務を継続し、防災庁の所掌事務に関する国民保護措置を的確に実施できるよう、以下の措置を講じておくものとする。

・庁舎の安全性の確保並びに非常用電源及び代替庁舎等の確保に努める。
・参集して業務に当たる防災庁職員の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の確保に努める。

⑵　行政機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、武力攻撃事態等における職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

防災庁は、武力攻撃災害により情報収集及び連絡に当たる担当者並びに通信手段が被害を受けた場合においても庁内及び関係機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化や代行できる人員の指定など、情報収集及び連絡の体制整備に努めるものとする。

⑶　情報処理システム等の整備、維持等

防災庁は、関係省庁及び地方公共団体との間の通信を確保するとともに、要避難地域や避難先地域等における情報収集等を行うため、緊急時における安全性の強化及びバックアップ機能の確保等に配慮しつつ、通信設備の整備に努めるものとする。

防災庁は、自然災害における情報を一元的に管理するシステムの活用を基本として、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、運用、復旧等の観点から必要な措置を講ずるとともに、武力攻撃事態等における各種情報処理システム等の停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておくものとする。

４　国民保護措置に関する職員の研修等

防災庁は、防災庁職員個々の対応力の向上を図るため、職員に対する国民保護に関する定期的な研修及び訓練を行い、また、新たに防災庁職員になった者に対し初任者研修を実施することにより、防災庁の応急体制の周知徹底を図り、武力攻撃事態等に際しての参集体制や参集時の対応など万全な応急体制を確立するものとする。

防災庁は、研修等の実施を通じて、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図るものとする。

・国民保護法その他の関係法令の概要
・防災庁国民保護計画
・避難住民等への救援に関する概要
・武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

第２節　平素における措置

１　関係機関との連携体制の整備

防災庁は、平素から内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁との定期的な意見交換等により連携の確保・強化を図るものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の確保のために、都道府県間及び市町村間の相互応援協定の締結の促進や、災害時応援協定等も参考にした関係事業者との連携強化を推進していくものとする。

２　国民保護措置に関する訓練

防災庁は、武力攻撃事態等への対処能力の向上を図るため、内閣官房や消防庁等の関係機関と共同して国民保護訓練を実施するものとする。

防災庁は、訓練の実施に当たっては、武力攻撃事態等の類型を踏まえ様々な事態を具体的に想定し、実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練の評価を行う担当者を設置するなどして、客観的な評価を行うとともに、参加者から訓練の教訓や課題などの意見を抽出し、検討結果を体制等の見直しに反映させるよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える住民の避難を行った際の避難先における救援の訓練等を実施するよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体の武力攻撃事態等における救援の実効性の向上を図るため、効果的な国民保護訓練が行われるよう必要な助言等をするものとする。

防災庁は、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な救援に関する訓練については、国民保護訓練と防災訓練を有機的に連携させるよう配慮するものとする。

３　救援に関する平素からの備え

防災庁は、武力攻撃事態等において地方公共団体が救援の措置を迅速かつ的確に実施できるよう、実施に当たって必要となる情報を整理し、救援のニーズを的確に把握できるよう、地方公共団体との連絡体制を整備するものとする。

４　避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、地方公共団体における救援が的確かつ迅速に実施できるよう、全国の指定状況や事例の情報提供等により、都道府県知事による避難施設の指定の促進に努めるものとする。

防災庁は、緊急一時避難施設の確保に関しても、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する観点から、自然災害時における帰宅困難者対策の一時滞在施設の知見等も参考にしつつ、指定の促進や施設の充実に取り組むものとする。

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を国において定めることへの必要な協力等を行うとともに都道府県に示すものとする。

防災庁は、消防庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、国においてデータベースを作成することへの必要な協力等を行うものとする。

防災庁は、自衛隊施設、米軍施設等は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、当該施設の周辺地域における避難施設の確保に当たっては、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等における必要な調整を行うものとする。